

公表時編曲の届出に関するガイドライン(改訂版)

1. 公表時編曲について

公表時編曲とは、「著作物が初めてレコードで発行される時」又は、「著作物が初めてインタラクティブ配信で利用される時」に付された編曲をいい、公表時編曲者が「カラオケ演奏使用料」および「業務用通信カラオケ送信使用料」において1/12の分配を受けることができるJASRAC独自の制度です。

公表時編曲作品の分配率の例(カッコ内は公表時編曲届出前の分配率)

	出版者無し	出版者付き(1)	出版者付き(2)
作詞者	11/24(6/12)	11/36(4/12)	11/48(3/12)
作曲者	11/24(6/12)	11/36(4/12)	11/48(3/12)
音楽出版者	-	11/36(4/12)	22/48(6/12)
公表時編曲者	2/24(-)	3/36(-)	4/48(-)

2. 届出方法について

公表時編曲者は、関係権利者(「公表時編曲者」、「作詞者」、「作曲者」、「音楽出版者」)から提出された作品届をもって確定します。

公表時編曲の届出に際しましては、作品届(新書式)をメンバーズサイトからダウンロード、又は作品届オンライン受付システムにて以下の項目を記入のうえ資料部までご提出ください。

初めてレコードで発行される時に付された編曲の場合	初めてインタラクティブ配信で利用される時に付された編曲の場合
① 公表時編曲者名(複数名可)	① 公表時編曲者名(複数名可)
② レコード会社名	② 主な配信サービス名
③ 発売日	③ 配信日
④ 歌手・演奏者名	④ 歌手・演奏者名
⑤ 製品番号	

※一つの著作物に公表時編曲者が複数名存在する場合、公表時編曲者の分配率を等分します。

本制度は作品を公表する際に編曲が付されることを関係権利者が了解・承知していることが前提となる制度ですので、公表時編曲の届出にあたり、関係権利者から改めて同意を得る必要はありません。同意書の提出も不要です。(後記4.「リメイク版編曲」を除く)。

3. 対象となる公表時編曲および分配期について

(1) 対象

以下①～③の条件を全て満たすものが公表時編曲の対象となります。

①作品	JASRAC が社交場カラオケ演奏、業務用通信カラオケの著作権を管理する内国作品であること
②公表時編曲者	JASRAC に社交場カラオケ演奏、業務用通信カラオケの管理を委託していること
③公表時期	最初のレコード発行又はインタラクティブ配信利用が1998年4月1日以降であること

(2) 分配期

公表時編曲届(作品届)受付日以降の権利確定基準日に基づき分配します。

4. リメイク版編曲について

既にレコード又はインタラクティブ配信で利用された著作物に、関係権利者の同意を得て新たに付された編曲を「リメイク版編曲」といいます。

リメイク版編曲者を届け出する場合は、リメイク版編曲であることを明記のうえ、関係権利者の同意書※を添えて作品届をご提出ください(作品届の記入項目は「2.届出方法」をご参照ください)。リメイク対象となった既存の作品とリメイク版の作品を別作品としてお取り扱いします。

※ リメイク版編曲は、作品を最初に公表する際の編曲とは異なり、作詞者、作曲者、音楽出版者が予め了解・承知しているとは限らないことから、リメイク版公表時編曲者以外の関係権利者の同意書を作品届に添付して頂く必要があります。

5. 公表時編曲作品の通知について

公表時編曲として届け出された作品は、全関係権利者に対し、資料部から「公表時編曲者確定通知リスト」を送付します。(4月・7月・10月・1月の年4回)

本制度についてご不明な点がございましたら資料部までお問い合わせください。

【資料部】 電話 03-3481-2146 メール shiryo-contact@jasrac.or.jp

Q&A

1. 公表時編曲制度の制定

公表時編曲はいつから始まった制度ですか？

→ 本制度は、1997年12月の臨時総会で決議され1998年4月1日から始まった制度で、著作物使用料分配規程第11条第5項から第7項に規定されています。

2. 使用料の分配

公表時編曲の届出を行えば、全ての種目について使用料の分配を受けることができますか？

→ 本制度は、作品の公表時に付された編曲がカラオケ伴奏用音源に利用されている実態を踏まえて設けられた制度です。公表時編曲者は、「カラオケ演奏使用料」および「業務用通信カラオケ送信使用料」において1/12の分配を受けることができますが、それ以外の種目の分配はありません。

3. 公表時編曲の届出

公表時編曲は必ず届出をしなければならないのですか？

→ 公表時編曲には様々なケースがあり、公表時編曲を行ったからと言って必ずしも届出をする必要はありません。各作品それぞれの状況に応じて届出をするかどうかご判断ください。

4. 関係権利者による届出の拒否、異議申立て

・公表時編曲者が届出を出すことについて、他の関係権利者が拒否することはできますか？

→ 編曲が付されて公表されたことが事実である場合、届出を拒否したり異議を申し立てすることはできません。

・事実と異なる公表時編曲者が登録されていますが、届出を撤回することはできますか？

→ 事実と異なることが確認された場合、届出された方から撤回いただきますので、資料部までお問い合わせください。